

定期調査報告における防火設備の取扱いについて

- 定期報告制度は、特殊建築物等の定期調査報告、昇降機の定期検査報告、建築設備の定期検査報告からなっており、防火設備に係る調査は、建築設備の定期検査報告の一環として行われているダンパーを除き、特殊建築物等の定期調査報告の一環として行われる。
- 特殊建築物等の定期調査を行うことができる者は、一級建築士、二級建築士または国土交通大臣が定める資格を有する者のいずれかである。国土交通大臣が定める資格を有する者の一つである特殊建築物等調査資格者は、特殊建築物等の定期調査を行う専門技術者であり、国土交通大臣が定める要件を満たし、国土交通大臣の登録を受けた講習実施機関が行う講習を修了することにより、資格者となることができる。
- 防火設備は、火災時の延焼を防止するために重要な設備であり、火災時には確実に作動することが求められる。また、人の通行の用に供する部分に設けられる防火設備については、作動時に人に危害を及ぼさないようにすることが求められており、安全装置が確実に作動することが求められる。
- 特殊建築物等の定期調査における防火シャッター等の調査は、平成19年度までは目視による設置状況、劣化状況のみだったが、昨年度より作動確認まで求めることとしたところであり、調査業務の負担が増大している。
- 防火設備に係る定期調査の円滑な実施のためには、防火設備について専門的に調査を行う技術者を建築基準法令上に位置付け、適切な定期調査を促進する必要があるのではないか。
- また、適切な防火設備の定期調査のためには、調査対象となりうるすべての防火シャッター等の安全確認に必要となる製品情報等の開示が求められるのではないか。